

武富士の「言論弾圧」に司法が鉄柵

批判的な記事を書かれるごとに、高額の名譽毀損訴訟を起こして言論を抑圧する——こんな武富士の“戦略”に対し、「不当」という判決が東京地裁で下された。報道や弁護士活動への圧力を目的とした提訴が目立つているなか、その違法性が明確になった。

北健一

三月三〇日、武富士のマスコミ工作がまた明らかになつた。『週刊文春』のスクープで、『週刊朝日』が取材協力費として五〇〇〇万円を武富士から受領し、丸抱え連載に「協力・武富士」といったクレジットも出しているなかつたことがわかつた。『朝日』は「タイアップ記事をめぐる不手際を反省」とコメントする一方で、「不正なやりとりはまったくない」と積明するが説得力は乏しい。

武富士マネーに絡めとられたのは

『朝日』だけではない。武富士はテレビ局と全国紙を中心に年間一五〇億円もの広告費をばら撒くなど、カネにものを言わせてマスコミをコントロールしてきた。『夕刊フジ』は武富士問題に取り組む今瞭美弁護士を攻撃する連載までしている。

批判的な記事を書いたフリーの記者や中小出版社、弁護士らに次々と高額請求を吹つかけるという訴訟戦略を続けたのも、「フリー記者や週刊誌がいくら書いても、大マスコミ

は絶対に後追いしない」という自信が武富士幹部にあつたからだ。まさに、「アメとムチ」を巧みに使ったメディア操作にはかならない。

「武井一男の横暴」生々しく

東京地裁（藤山雅行裁判長）が、武富士による裁判を悪用した言論弾圧を断罪する判決を言い渡したのは、奇しくも『週刊朝日』問題が発覚した日だった。

判決が出たのは、武富士が『武富士の闇を暴く』という本を書いた新里宏二、今瞭美、宮田尚典各弁護士と同書を出版した同時代社（川上徹社長）を訴えた名譽毀損訴訟と、新里弁護士らが武富士による違法な提訴で損害を被つたとして武富士に反訴、武井保雄前会長を訴えた損害賠償請求訴訟である。

新里弁護士らを訴えたことについては、「請求が認容される余地のないことを知悉しながら、あえて批判的言論を抑圧する目的で行われた」として、「違法な提訴」と厳しく批判した。

武井前会長の責任も認め、武富士と連帶して一被告一二〇万円、総額四

富士は特に第三者請求（債務者の家

族など支払い義務のない人からの取引立て）を中心に貸金業務への批判に猛反発、事実に反する記述で名誉が毀損されたとし五五〇〇万円と出版差し止めを請求した。

これらの裁判の判決で藤山裁判長は、第三者請求について「社会通念上十分非難に値する行為があつた」。また武井氏の一男である武井健晃代表取締役専務について、「ノルマを達成できない支店に対し『この野郎、ボケてんのか』といった極めて激しい口調で罵倒する」等と、武富士商法の理不尽に踏み込む事実認定を重ね、『武富士の闇を暴く』の記述の正確さをはつきりと認めた。

判決後、記者会見する弁護士（左から今瞭美、山田忠行、新里宏二、澤藤統一郎、宮田尚典弁護士）。（写真撮影／三宅勝久）



「不当提訴」に抑止効果

八〇万円の支払いを命じた。

武富士に代表されるように、気に入らない報道や弁護士活動を高額訴訟で妨害する政治家や大企業、宗教団体は跡を絶たない。従業員を解雇したワンマン経営者が、労働組合のホームページを訴えた例もある。

背景には、与党政治家と最高裁が推し進めた名譽毀損賠償額の高額化

がある。判決後の報告集会にも、公

正証書無断作成疑惑報道でSFCG

(旧商工ファン)から訴えられた

『毎日新聞』社会部の伊藤正志記者

が駆けつけ、「総額三億五〇〇〇万円

もの請求に内心嫌だなあと思うが、

へこたれずにペンを執る」と語り、

激励の拍手をうけた。

そうしたなかでもぎとつた勝訴に

激励の拍手をうけた。

新里弁護士は、「大企業が裁判で批判

封じを図れば経営トップまで責任が

問われるという今回の判決は、裁判

を悪用した言論弾圧、弁護士業務妨

害への歯止めになる」と話す。

いくら言いがかりの訴えでも裁判

を受けて立つ金銭的、時間的負担は

重く、被告が勝訴しただけでは「訴

えられ損」だ。武富士のような企業

はそ」につけ込み、とにかく訴えてくる。

新里弁護士らは降りかかった火の粉を払うだけでなく反訴という形でアグレッシブに反撃し、「おかしな裁判を起こしたらトップが追及される」という貴重な前例を作った。裁判を

批判封じに乱用しようとする組織のボスたちは、今後、藤山判決に悩ま

るか否かについて、意に介すことなく、

も鑑み、当裁判所は、同条を適用して、

それでもやむを得ない。

原告は、本件各記述の内容が真実であ

るか否かについて、意に介すことなく、

も鑑み、当裁判所は、同条を適用して、

それでもやむを得ない。

武富士による提訴の違法性に関する東京地裁の判決(要旨)

告発記事等を訴える」とが 違法となる要件

一般には、「すべてが真実とまでは認められず」いわゆる相当性の抗弁が認められて請求が棄却された場合、表現自体の違法性は否定されていないのであるから、訴えの提起や訴訟行為が違法と判断されることは考え難いものと一応言つことができる。

しかし、記事の大部分について真実性の証明があり、一部に真実であるとまで言えないがそう信じたことに相当な理由があるというよう、部分的に真実性の立証が欠けているにすぎず、かつその部分についても相当性の立証はされているような場合には、表現の自由が民主主義体制の存立と健全な発展のために必要な憲法上もっとも尊重されなければならない権利であることに鑑み、全体的に見れば損害賠償請求権の不存在が明らかであって、訴えの提起等が違法となる余地があるものと解される。

たとえば、「私人がいわゆる「シップ

雑誌の出版社を訴える場合と異なり、大企業がいわゆる告発本の出版社や著者を訴えるときには、ややもすればそれが批判的言論の抑圧を意図しているとみられかねないのであり、提訴することにより相手方が被告という立場に否心なしに立たされ、経済的および精神的に多大な負担を余儀なくされることも考慮すれば、

このようない提訴があつては、その表現内容が事実か否かについてはきわめて慎重に検討し、社内において関係者から事情を一通り聽取するのみならず、存在している客観的証拠とも照合し、場合によつては、相手方がどのような根拠に基づき記事を執筆したのかについても、ある程度は検討すべきものである。

提訴は批判的言論の抑圧

原告訴ては、「当事者は、信義に従い

は、内容の真偽にかかわらず、これを否

定し、場合によっては訴訟等の対抗手段

すらとするという方針を探用していたと評

されてもやむを得ない。

原告は、本件各記述の内容が真実であ

るか否かについて、意に介すことなく、

も鑑み、当裁判所は、同条を適用して、

それでもやむを得ない。

原告は、本件各記述の内容が真実であ

るか否かについて、意に介すことなく、

も鑑み、当裁判所は、同条を適用して、

それでもやむを得ない。

提訴は、本件各記述の大部分について

真実であり、その余の部分についても、

原告(武富士)の社会的評価を低下させ

るものではなく不法行為を構成しないか、

少なくとも真実であることに相当の理由

が成立しないことを知りながら、あえて

提訴に踏み切ったものと認められる。

はそのにつけ込み、とにかく訴えてさるに違いない。

この追い風を受けながら、カネの力による口封じがない明日のために、

ジャーナリスト三宅勝久さんと本誌

も武富士・武井氏に対する反撃訴訟

を続けている。

きたけんいち・ジャーナリスト。近著に「武

富士対言論 暴走する名譽毀損訴訟」(花伝社)

を続いている。

裁判制度の趣旨目的に照らして不相

当なものといふべきであり、違法な提訴